

介護保険料

7月に保険料額をお知らせします

65歳以上の方の介護保険料の改定

介護保険料は、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を目指すとともに、介護保険制度における給付サービスの確保を図るため策定した第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）に基づき、本人と世帯員の前年の所得状況によって決定されます。この3年に1度の見直しによって、令和6年度からは65歳以上の方の介護保険料の基準額が減額されました。基準保険料の減額の要因は、皆さんが日ごろから介護予防や健康保持に努めていただいたことによるものです。

主な変更点

- 基準保険料が昨年と比べて212円減額の月額4,950円（年額59,400円）へ変更（全国平均月額6,225円）
 - 所得段階を国の制度に基づき第9段階から第13段階へ変更
 - 第1段階～第3段階、第10段階～第13段階の保険料率の変更
 - 所得状況の条件の変更
- ※詳しくは【表3】をご確認ください。



介護保険料納付通知書（青色）は7月中旬に発送予定

【表3】令和6年度介護保険料

段階区分	対象基準	年間保険料
1	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方、世帯全員が住民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	16,900円
2	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が年額120万円以下の方	28,800円
3	世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が年額120万円を超える方	40,600円
4	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円以下の方	53,400円
5	住民税課税世帯で本人が非課税、合計所得金額+課税年金収入額が年額80万円を超える方	59,400円
6	本人が住民税を課税されており、合計所得が120万円未満の方	71,200円
7	本人が住民税を課税されており、合計所得が120万円以上210万円未満の方	77,200円
8	本人が住民税を課税されており、合計所得が210万円以上320万円未満の方	89,100円
9	本人が住民税を課税されており、合計所得が320万円以上420万円未満の方	100,900円
10	本人が住民税を課税されており、合計所得が420万円以上520万円未満の方	112,800円
11	本人が住民税を課税されており、合計所得が520万円以上620万円未満の方	124,700円
12	本人が住民税を課税されており、合計所得が620万円以上720万円未満の方	136,600円
13	本人が住民税を課税されており、合計所得が720万円以上の方	142,500円

【国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料に関わる問い合わせ（共通）】
税務課課税グループ ☎ 73-7505

国民健康保険税

課税限度額・軽減判定基準額が変わります

税制改正により令和6年度に課税限度額（表1）と低所得者世帯の軽減判定基準額（表2）を変更します。

【表1】課税限度額

区分	令和5年度	令和6年度
医療分	65万円	変更なし
後期高齢者支援金分	20万円	23万円
介護納付金分	17万円	変更なし



納税通知書（赤色）は7月中旬に発送予定

【表2】均等割・平等割の軽減割合および軽減判定基準額

軽減割合	軽減判定基準額（令和5年度）	軽減判定基準額（令和6年度）
7割	43万円+10万円 ×（給与所得者などの人数-1）	変更なし
5割	43万円+29万円× （被保険者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者などの人数-1）	43万円+29万5千円× （被保険者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者などの人数-1）
2割	43万円+53万5千円× （被保険者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者などの人数-1）	43万円+54万5千円× （被保険者数+特定同一世帯所属者数） +10万円×（給与所得者などの人数-1）

※1：世帯主（国保加入の有無問わず）・特定同一世帯所属者・被保険者の総所得額の合計が軽減判定基準額以下となる場合、均等割と平等割が減額されます。

※2：給与所得を有する方と、公的年金など（国民年金、厚生年金、企業年金）受給者

※3：国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行済の世帯員

後期高齢者医療保険料

7月に保険料額をお知らせします

【令和6年度保険料の計算方法】

均等割

【1人当たりの額】
52,953円

+

所得割

【被保険者本人の所得に応じた額】
（令和5年中の所得-43万円）
×11.79%

=

1年間の保険料

【限度額】80万円
（100円未満切捨）

※4：前年の所得金額により、控除額が異なる場合があります。

※5：昨年の所得金額が58万円未満の方は10.92%

※6：3月末日までに75歳となり資格取得した方、障害認定で資格取得した方は73万円

- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料を軽減します。
- 年度の途中で加入した際は、加入した月からの月割で計算します。
- 災害などでの所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料減免を受けられる場合があります。

【保険料の支払い方法】

「年金からの支払い」と「口座振替」から選ぶことができます。口座振替を希望される方は、税務課収納グループ（☎73-7506）にお問い合わせください。

※支払いが困難な場合もご相談ください。